

第104号議案

芦屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成21年11月30日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

市立芦屋病院の病床数の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「272床」を「199床」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部改正）

2 市立芦屋病院使用料及び手数料条例（昭和27年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「，初診時特定療養費」を削る。

別表第1中初診時特定療養費の項を削る。

参 照

芦屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立芦屋病院の病床数の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

病床数を199床（現行は、272床）とする。（第3条関係）

3 施行期日等

(1) 平成22年1月1日

(2) 市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部改正

他の病院又は診療所からの文書による紹介のない場合に受けた初診に係る料金加算（初診時特定療養費）を廃止する。（第3条及び別表第1関係）